

尾道市議会災害対応要領

(趣旨)

第1条 この要領は、尾道市において地震等の大規模災害が発生したときに、尾道市議会議員（以下「議員」という。）が、尾道市災害対策本部（以下「対策本部」という。）と連携し、災害対策活動を支援するとともに、議員自らが迅速かつ適切な対応を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「大規模災害」とは、災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受ける災害をいう。

(連絡会議の設置)

第3条 尾道市議会議長（以下「議長」という。）は、大規模災害により対策本部が設置された場合は、これに協力するため必要と認めるときは、尾道市議会内に尾道市議会災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置することができる。ただし、議長に事故があるときは、副議長がこれを設置することができる。

2 連絡会議は、尾道市庁舎内の「尾道市議会事務局」に設置する。ただし、尾道市庁舎が使用できないときは、対策本部と協議し、議長が別に設置する。

3 議長又は副議長は、各会派代表者及び対策本部に対し、連絡会議の設置を報告する。

(連絡会議の構成)

第4条 連絡会議は、議長、副議長及び各会派代表者をもって構成する。

2 議長は、連絡会議を代表し、その事務を総括する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 各会派代表者は、議長の命を受けて連絡会議の事務に従事する。

5 議長及び副議長ともに事故があるとき又は議長及び副議長がともに欠けたときは、各会派代表者の互選により議長の職務を代理する者を定める。

6 連絡会議の庶務は、議会事務局において処理する。

(連絡会議の任務)

第5条 連絡会議は、次に掲げる事務等を行うものとする。

(1) 議員の安否の確認

- (2) 対策本部からの災害情報の収集及び各議員への情報提供
- (3) 各議員からの災害情報の収集及び対策本部への情報提供
- (4) その他議長が必要と認める事項
(議員の対応)

第6条 議員の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大規模災害が発生した場合は、議員自らの安否及び居所又は連絡場所を連絡会議に報告し、連絡会議と各議員の連絡体制を確立・維持させること。
- (2) 連絡会議から情報の提供を受けること。
- (3) 各地域における被災、避難所等の状況について、必要に応じて連絡会議へ報告すること。
- (4) 市民の一員として積極的に各地域における災害対応に協力すること。

(議会事務局の対応)

第7条 議会事務局の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事務局長は、対策本部の会議等に参加し、情報収集に努めるとともに、連絡会議へ情報提供すること。
- (2) 議会事務局の職員は、連絡会議の業務に従事すること。

(参集)

第8条 議長は、必要に応じて各会派代表者以外の議員の参集を求めることができる。

(記録)

第9条 連絡会議は、可能な限り記録を作成する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この要領は、平成27年9月8日から施行する。